

# 平成26年度主催行事議事録

## 一般社団法人熊本県損害保険代理業協会

作成日：2014年9月9日

作成者：事務局 田嶋

会議等の名称	熊本県消費生活センター・熊本市消費者センターとの懇談会
開催日時	平成26年9月4日 13:30~15:00
開催場所	ホテル熊本テルサ 2F 研修室B
参加者	【懇談先】熊本県消費生活センター：尾上参事、奥山相談員 熊本市消費者センター：宮本所長、古川相談員
	【代協】井上会長、澤村専務理事、中村副会長、郡CSR委員長（司会）、東郷同副委員長、坂井教育委員長、永野（レディース会） 三浦健軍支部長、田嶋事務局次長

議事内容	担当	概要・意見等
開会の辞	郡委員長	
会長挨拶	井上会長	昨年までは専務理事として参加していたが、今年から会長となったので改めてよろしくお願ひしたい。この場での情報を保険に限定せず、お客様の声として耳を傾け今後の対応に役立てていきたい。また、保険業法の改正によって今後は代理店の責任・義務が一層明確になるので、当協会もより一層保険に係る募集人の資質の向上を図る。
県消費生活センター挨拶	尾上参事	この4月から現職について日が浅いが、損害保険の相談件数は多くないと感じている。
市消費者センター挨拶	宮本所長	25年度の相談件数は6,310件で24年度の5,211件から増加した。内容は高齢者や健康食品に関するものが多く、損害保険は24年度24件、25年度36件、今年は7月末で11件となっている。

損害保険の相談は件数は多くはないが契約内容が多様なので、その都度内容を確認しながら対応を進めている。(損保ADRセンターに相談する機会が多い)

契約後の内容の相違について、契約時に「言った」「言わない」でもめるケースが多い。

### (参加者自己紹介)

現状報告① 井上会長  
県代協

熊本県代協の位置づけ→日本代協の下部組織(47都道府県が会員)6委員会と11支部からなる一般社団法人。会員数240店。今年度活動3本柱「社会貢献」「消費者保護」「募集人の資質向上」6委員会の其々の活動内容等を説明。

これらの活動内容などはホームページからも閲覧できる事を紹介。

現状報告② 尾上参事  
県消費生活センター  
奥山相談員

相談は多様だが、多重債務や架空請求が多く、保険は件数が少ない。保険は個別に内容を確認しながら対応している。

現状報告③ 宮本所長  
市消費者センター  
古川相談員

自動車保険のネット契約で、車両保険の単独事故が支払われずに相談を受けた件があった。

質疑応答

【質問】自動車保険の二重加入についての問い合わせがあった。相談者は最初の契約に加入後に知人に勧められて他の保険会社とも違う内容で契約したが、後日その時の代理店から「分割契約なので保険料を3カ月未納にすれば自動的に解約になる」といわれた。

【回答】自動車保険では二重加入は出来ない。新規加入の際には保険会社間のネットワークで前契約の有無を確認する事になっている。3か月の解約は失効の説明であり、本来は後の契約について保険始期に遡及して取り消し手続きが出来る。

【質問】追突事故の被害者が代理店に通知をしたが、代理店は保険会社にその事を連絡する期限があるのか?

【回答】代理店は契約者等から保険事故の通知を受けた場合は速やかに保険会社に連絡しなければならない。保険会社は事故通知の受付後、その後の対応について契約者等に連絡する必要があるからだ。ただし、交通事故で自分に全く過失がないと思われる場合は相手方保険会社との交渉途中まで様子を見てもいい場合もある。

【質問】大手スーパー等に出店している代理店があるが、どこの代理店がいいのか相談されるケースがある。どう回答すればいいか？

【回答】特定の代理店を勧めることは出来ないが、保険会社のホームページには地域毎の有力代理店紹介リンクがあるので、その事を相談者にアナウンスしてはどうか。

その他	井上会長他	<p>★保険代理店は契約に際してその内容を契約者に理解されるように伝えなければいけないが、双方の誤解もあり得る。そのような場合に備えて代協加盟代理店は「損害賠償責任保険」に加入している。</p> <p>平成28年4月以降は保険業法の改正により、「契約者の意向を把握する義務」と、「保険契約締結の際の情報提供に関する義務」が代理店に課せられる見通しとなっている。</p> <p>★本日の懇談会は10年以上続いており、今後さらにパイプを太くしていきたい。保険について不明な点は気軽に事務局に相談して下さい。</p> <p>保険会社によっては「無料弁護士相談日」を設けているところもあるので、そのような機会を活用する方法もある。</p> <p>★（三浦健軍支部長）毎月支部例会を開催しているが、今後消費者センターにも参加を要請したい。</p> <p>★台風などの災害後に「火災保険を使って修理できる」と持ちかけてくる業者がおり、保険会社や依頼主との間でトラブルになるケースが増えているので注意願いたい。</p>
閉会の辞	澤村副会長	